

制定 平成27年(2015年) 9月 1日情報化推進協議会決定
改定 令和 7年(2025年) 8月 7日デジタル推進本部決定

本方針は、本市が保有する公共データ（国及び地方公共団体が保有するデータ及び事業者が保有するデータのうち公益の増進に資するもの）は市民共有の財産であるという認識のもと、市民生活の向上や経済活動の活性化等を目的として、国の制定するオープンデータ基本指針等に基づき、公共データの公開と利活用を進める「オープンデータ」の取組の推進に向けた基本的な考え方を示すものである。

1. オープンデータの意義

公共データの二次利用可能な形で公開とその活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。

（１）官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

公共データの利活用により、住民や民間企業等との連携を図りつつ、地域の課題を解決することにつながる。また、ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、地域経済活性化にもつながる。

（２）行政の高度化・効率化

データに基づく事業立案等を推進し、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。さらに、デジタル技術やデータを活用して公共サービスの向上や業務効率化を推進する点においてオープンデータ取組の意義・目的と重なるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の推進にもつながる。

（３）納得性・信頼性の向上

事業立案等に用いられた公共データが公開されることで、市民の市政に対する納得性と信頼が高まる。

2. オープンデータの定義

本市が保有する公共データのうち、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ②機械判読に適したもの
- ③無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

（１）対象とするデータ

オープン・バイ・デフォルト（公開できない理由が明確なものを除き、保有するデータはすべて公開するという理念）の下、本市が保有する公共データはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。ただし、熊本市情報公開条例第7条に規定する「不開示情報」を含むデータについては対象外とする。

（２）優先的にオープンデータとするデータ

（１）のデータのうち、次のものを優先的にオープンデータとする。

- ①統計データ（調査統計（調査票による調査などの統計調査により収集したデータをもとに作成する統計）や業務統計（登録、届出、業務記録など、行政機関や民間団体が行政上、あるいは業務上の必要から集めた、もしくは作成した業務記録をもとに作成する統計）のうち月次・年次等の周期で定期的に集計・公表しているもの）
- ②所在地情報を含む一覧データ
- ③問い合わせが多いデータ
- ④政策立案等の基礎資料となったデータ

（３）公開データの二次利用に関するルール

オープンデータとして公開する公共データの二次利用については、原則として「公共データ利用規約（第 1.0 版）」を適用する。

（４）公開環境

本市がオープンデータとして公開する公共データは、他の地方公共団体も含む横断的検索を可能とし、ライセンス情報やメタデータ（データの概要、作成目的、作成時点、作成者、更新頻度等）を付記して公開するととの観点から、原則として、公益財団法人九州先端科学技術研究所が運営する BODIK ODCS（ボディックオープンデータカタログサイト）にて公開する。

また、API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）によるデータの自動連携を推進するととの観点から、データ設計等の条件が整い次第、熊本県が構築し県内市町村と共同運用している「くまもとデータ連携基盤（エリア・データ連携基盤（非パーソナル））」においても接続・公開する。

加えて、オープンデータの内容をグラフや地図等により可視化するダッシュボードの公開を促進し、データの活用を促進する。

（５）オープンデータのデータ形式

オープンデータとして公開する公共データは、機械判読に適したデータ構造及びデータ形式により公開することを原則とする。また、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV 等）や、検索や抽出が可能なデータ構造、データ形式とするなど、より活用がしやすい形式での公開に努める。なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備状況等を踏まえながら、可能なものから順次対応を検討する。

４．オープンデータの公開・活用を促す仕組み

（１）情報システム等の新規導入・更新時の検討

情報システム等の構築、更新、運用等を行う部署は、公共データを利用者（市民、民間団体、企業などの外部利用者のみならず職員などの内部利用者も含む）がデータを活用しやすい形で公開するために、企画・設計段階から必要な措置を講じるよう務める。特に、情報システム及びデジタル技術の導入による新たな事務の処理又は処理内容の変更にあたっては、必要な検討（例えば、情報システム等で取り扱うデータの構造、データの抽出や出力の条件・頻度・形式、他システムとのデータ連携などに関する検討）を行うものとする。

（２）オープンデータ化を見込んだ成果物等の取得に係る対応

業務委託の成果物に調査統計や業務統計の基礎となるデータが含まれる場合、オープンデータ推進を念頭に置いた対応（例えば、集計・分析データのみならず元データも納品させる、紙や PDF のみならず機械判読性の高いデータ形式（CSV や Excel など）も納品させる、著作権の譲渡又は二次利用に関する承諾等について明文の規定を設けるなど）に努める。

（３）利用者ニーズの反映

オープンデータの推進にあたっては、市民、民間団体、企業等のオープンデータに対するニーズの把握に努めるとともに、技術的観点や費用などについて検討した上で、ニーズに即した形でのオープンデータ化に努める。

５．推進体制

オープンデータは組織を横断する全庁的な取組であり、DXの推進とも連携する必要があることから、デジタル推進本部による統括のもと推進する。

６．本基本指針の改定について

本指針は、国や他地方自治体の動向及び技術の発展などを踏まえ随時改定する。改定にあたっては、デジタル推進本部会議に諮ることを原則とするが、名称変更等軽微な改定については、この限りでない。